

水洗化のてびき

～快適な生活環境をめざして～



横浜市下水道河川局下水道管路部管路保全課

平成 18 年 3 月発行 (令和 6 年 4 月改訂)

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

TEL. 045 (671) 2829

FAX. 045 (641) 5330

横浜市広報印刷物登録 第 170537 号

類別・分類 B-KJ370

横浜市下水道河川局

はじめに

衛生的な街をつくる。

川や海をきれいにする。

大雨が降っても大丈夫！

下水道はみなさんの快適な生活を守る大切な施設です。横浜市では、長い間下水道の整備を積極的に進めてきました。

下水道は、市民のみなさんの水洗化工事などの協力があるからこそ、その能力を十分に発揮することができるのです。

水洗化工事とは、お風呂や台所の水を下水道に流すための排水設備を設置したり、くみ取り便所を水洗便所に改造したり、浄化槽を廃止したりする工事のことをいいます。

この『水洗化のてびき』は、「助成・貸付制度を利用するための手続き方法は？」「下水道使用料は、どのくらいかかるの？」といったみなさんの疑問に答えるためのパンフレットです。

ぜひ、ご活用ください。



もくじ

■ 下水道の役割	2
■ 下水道のしくみ	3
■ 水洗化工事の義務	5
■ 水洗化工事のすすめ方	7
■ 助成・貸付制度	9
■ 下水道使用料	11
■ 私道に下水管を入れるには	13
■ 工場や事業場のみなさんへ	14
■ 水洗化で困ったら	15
■ 下水道河川局からのお願い	16
■ 横浜市からのお知らせ	17

下水道の役割

水洗トイレが使えます

浄化槽やくみ取り便所が不要になり、いやなにおいがなくなります。また、維持管理も簡単です。



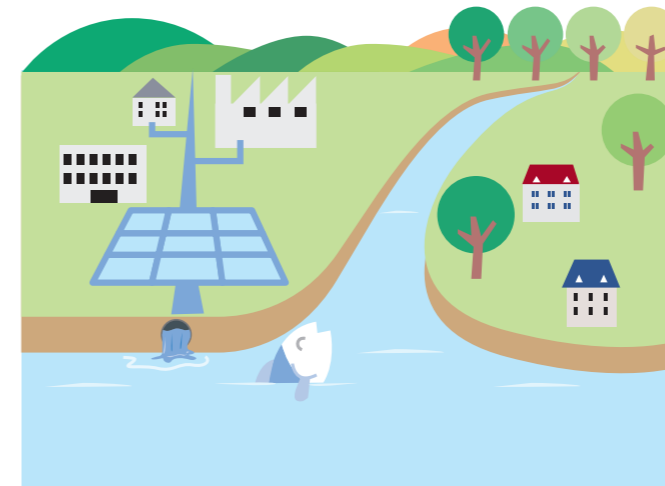
街を浸水から守ります

下水管は、雨水を効率よく川や海に流すので、浸水の防止に役立ちます。



川や海をきれいにします

水再生センターは川や海を汚さないように家庭や工場などから出る汚水をきれいにしてから川や海に流します。



衛生的な環境をつくります

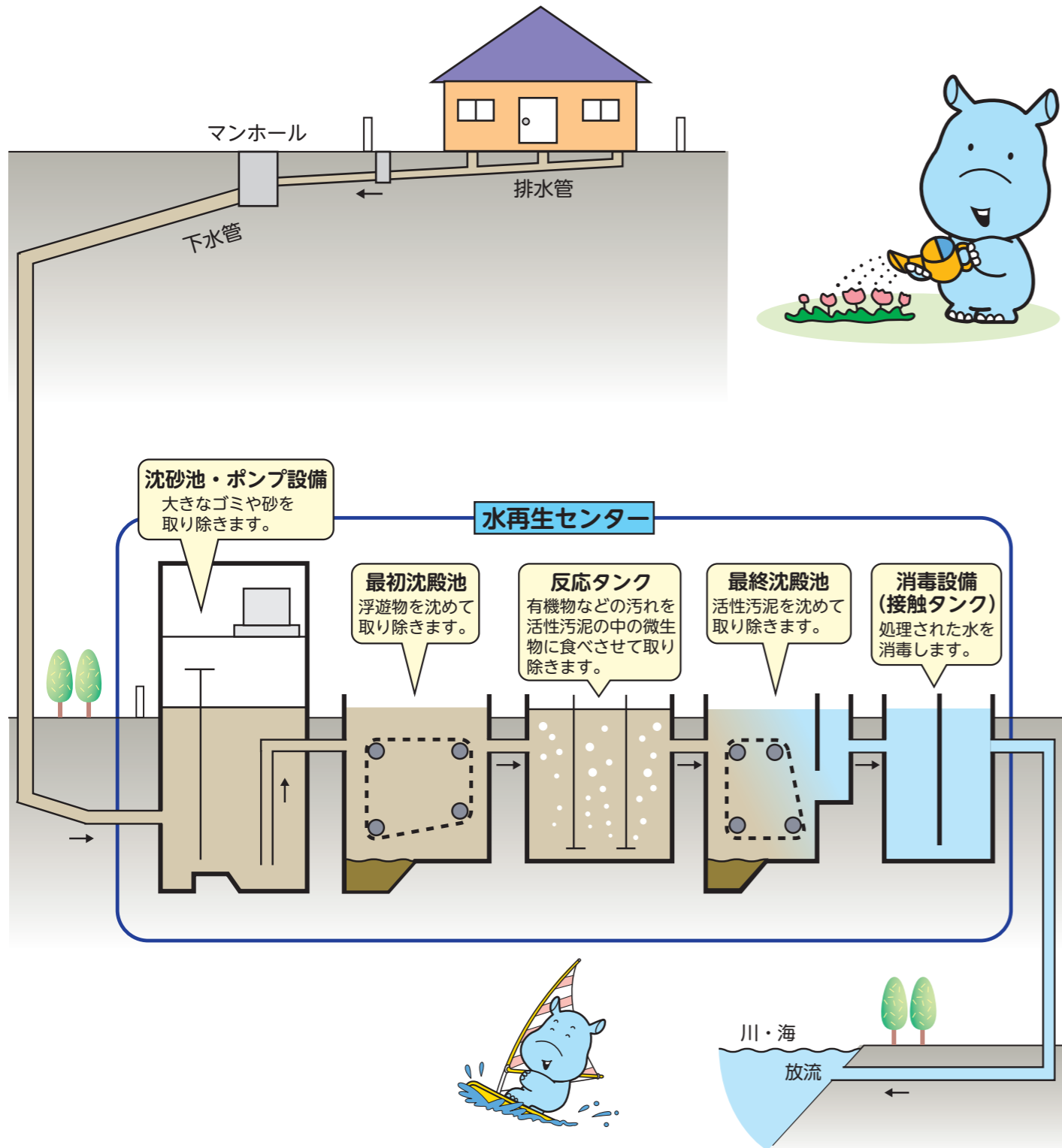
下水道が整備されると、街は衛生的で快適になります。



下水道のしくみ

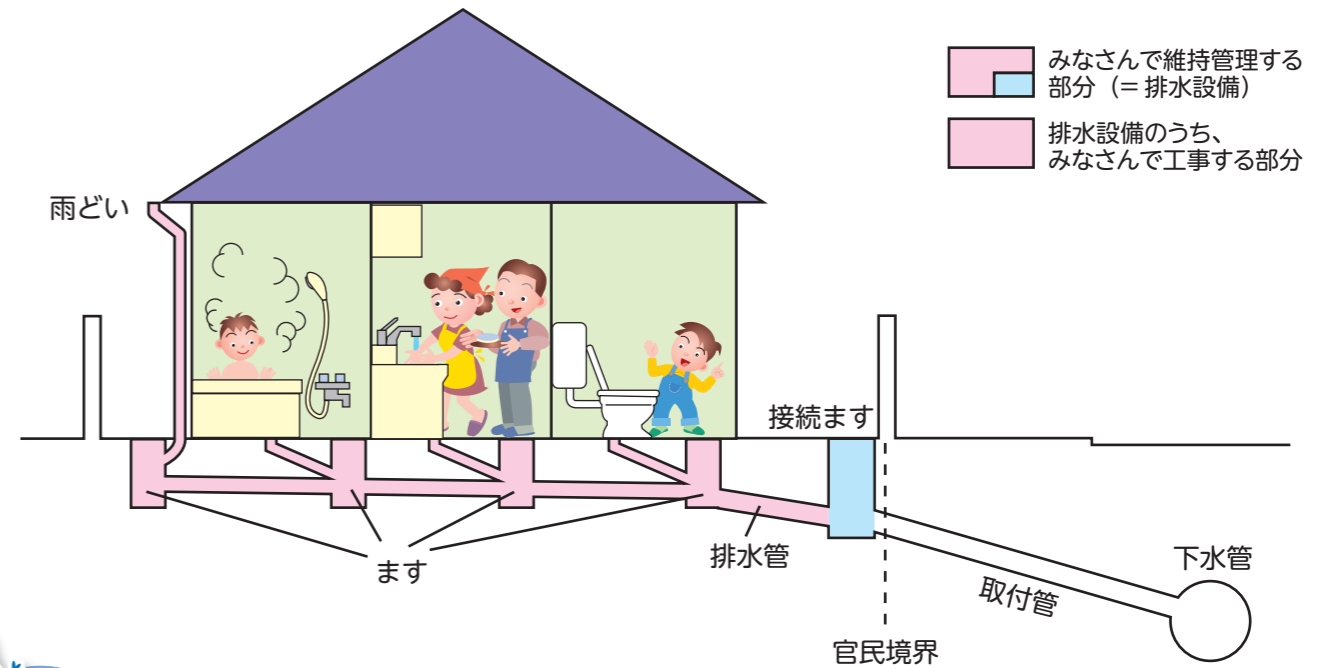
下水処理の流れ

生活排水や工場排水は、敷地内の排水設備から下水管を通して、水再生センターへ流れていきます。水再生センターは、汚れた水を「活性汚泥法」という微生物の働きを利用する方法できれいな水にしてから川や海に流します。



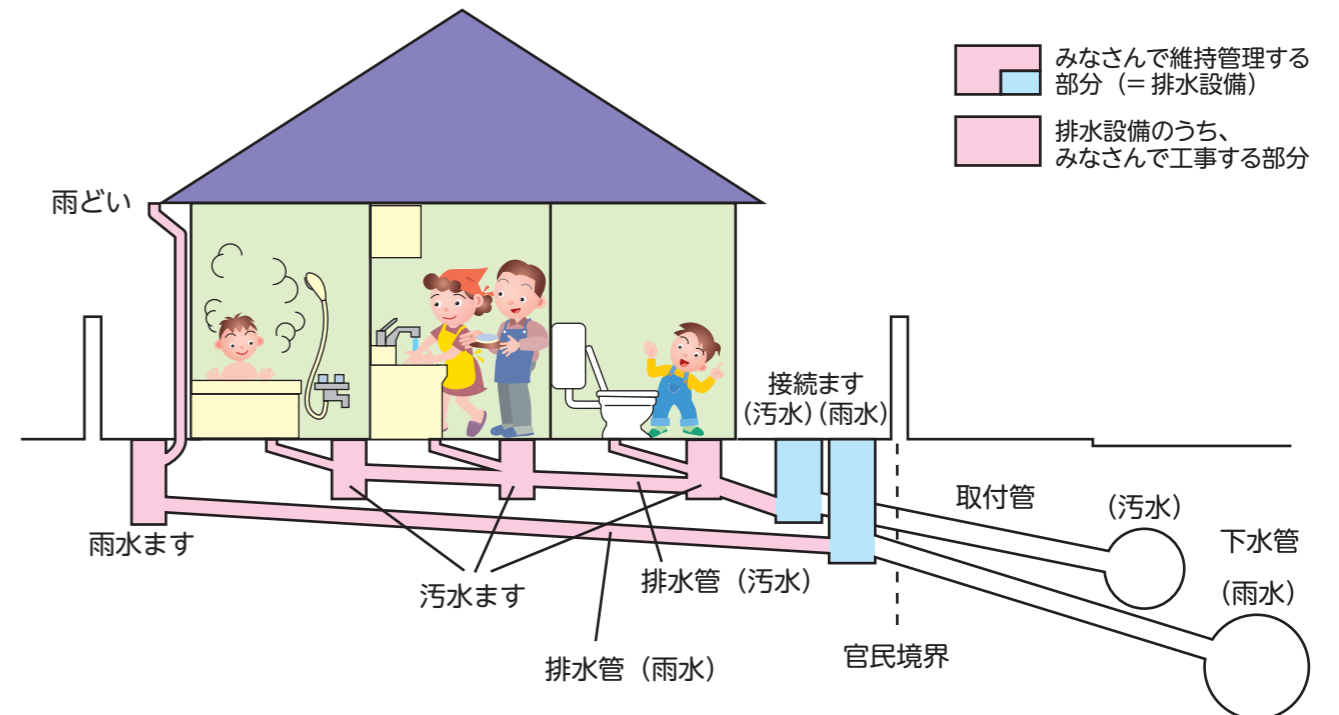
合流式の場合

汚水と雨水を合わせて、一本の排水管で下水道に流す方法になります。



分流式の場合

汚水と雨水を分けて、それぞれ下水道の汚水管、雨水管に流す方法です。汚水を雨水管に流してはいけません。なお、雨水についてはU字溝に流す場合もあります。



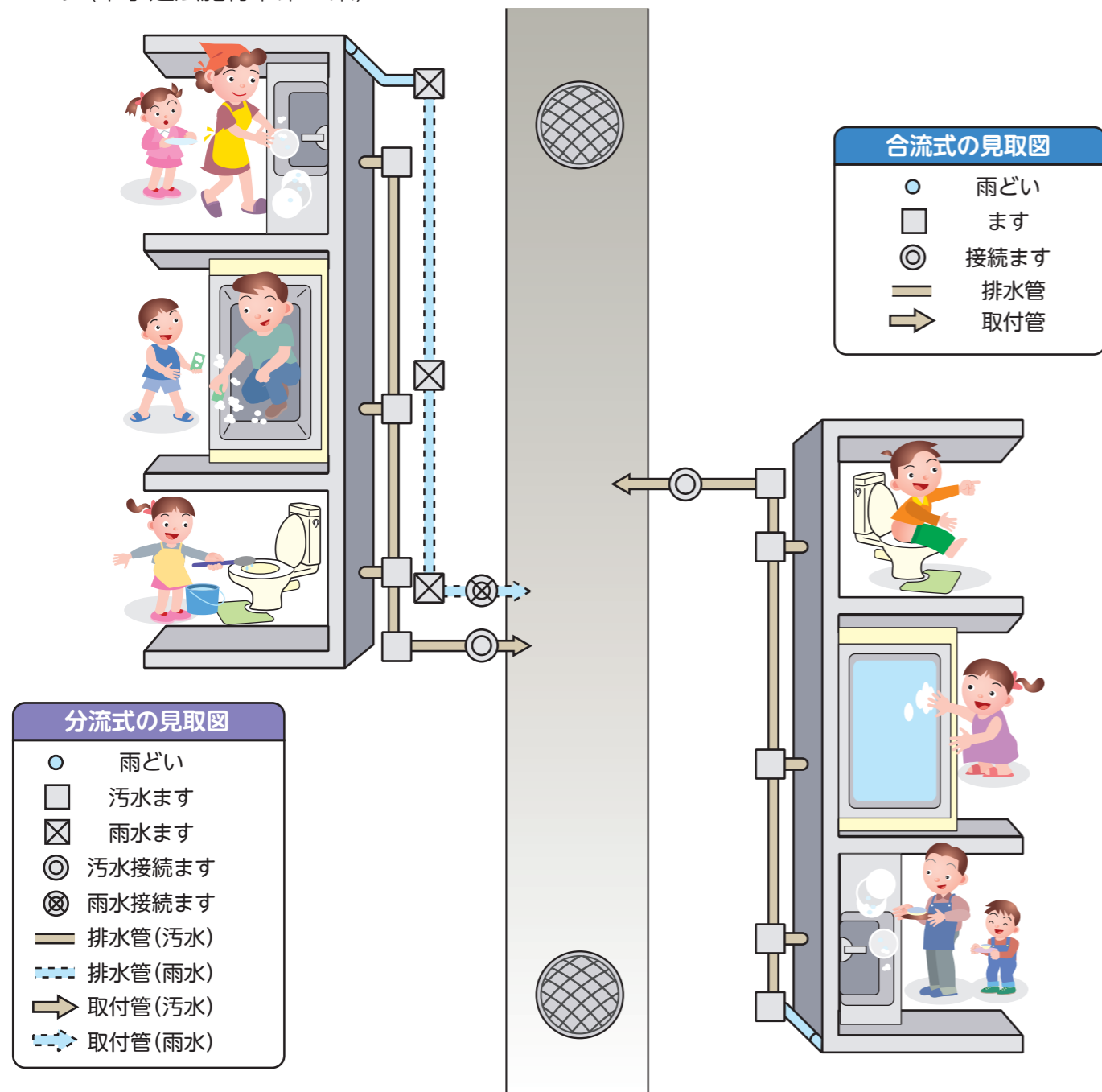
水洗化工事の義務

下水道が整備され、下水を水再生センターで処理できるようになった地域を「処理区域」といいます。処理区域内の建築物を所有する方には水洗化工事が義務づけられています。水洗化工事とは次のような工事のことをいいます。

排水設備を設置する工事

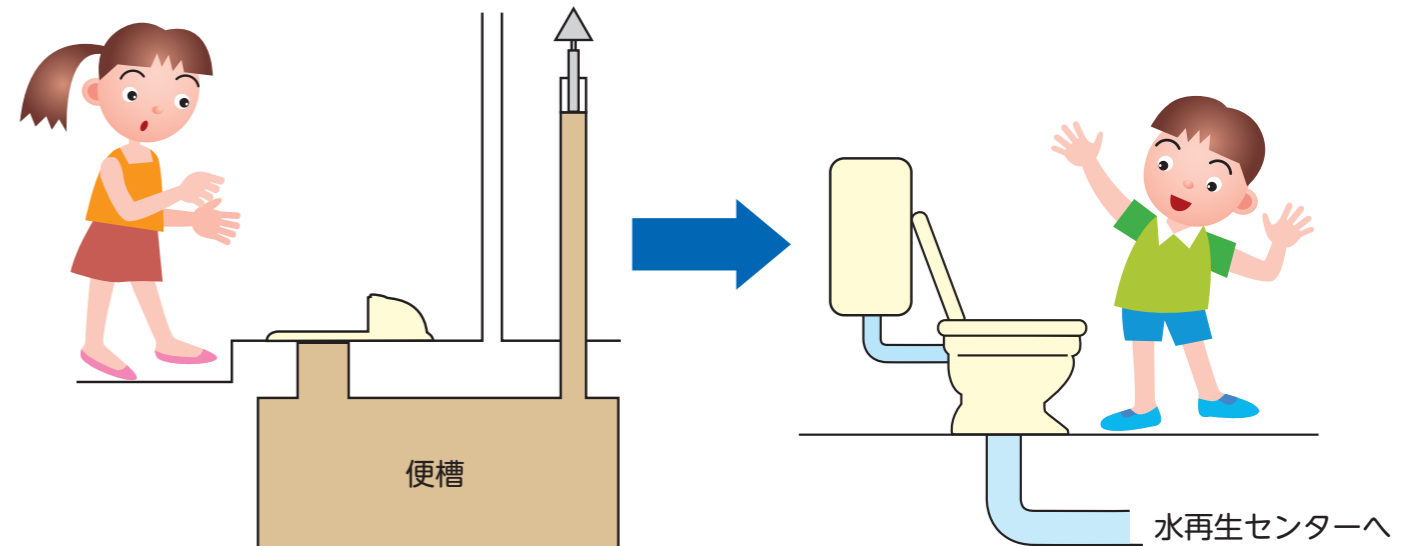
処理区域になると、トイレや台所などの水を下水道に流すための排水設備を、遅滞なく設置しなければなりません。(下水道法第10条)

下水道が分流式の場合、排水設備は下水を汚水と雨水に分けて下水道に流す構造でなければなりません。(下水道法施行令第8条)



くみ取り便所を改造する工事

くみ取り便所は処理区域になってから**3年以内**に水洗便所に改造しなければなりません。(下水道法第11条の3)



浄化槽を廃止する工事

水洗便所であっても浄化槽を使用している場合、その浄化槽は処理区域になってから**3年以内**に廃止しなければなりません。(市下水道条例第15条)

また、浄化槽を廃止したときは30日以内に浄化槽使用廃止届出書を提出しなければなりません。(浄化槽法第11条の2)

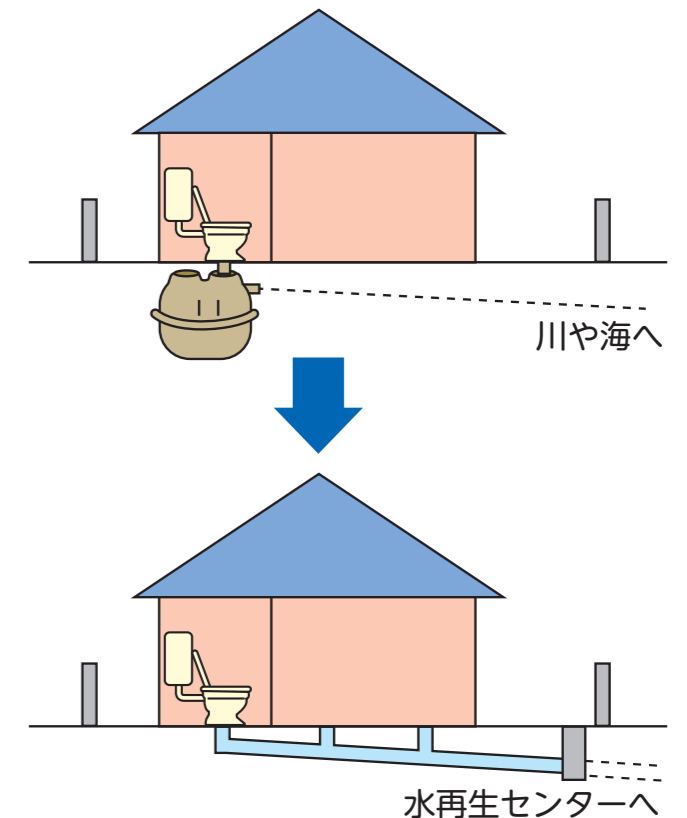
浄化槽を廃止する方法

浄化槽を廃止する場合は、横浜市浄化槽清掃業許可業者に清掃を依頼し、衛生上問題が生じないように消毒等を行ってください。その後、浄化槽本体については、原則として次のとおりとしてください。

- 1 浄化槽を全て掘り出す方法 (完全撤去)
- 2 浄化槽をそのまま残し、雨水貯留等として利用する方法

<届出様式はこちら>

浄化槽に関するお問い合わせ
資源循環局事業系廃棄物対策課まで
(☎671-2547)



下水道のしくみ

水洗化工事のすすめ方

水洗化工事は横浜市の指定工事店で

水洗化工事は、横浜市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」といいます。）でなければ行うことができません。（市下水道条例第 38 条）

指定工事店以外で水洗化工事を行った場合は、20 万円以下の罰金に処されることがあります。（市下水道条例第 42 条）

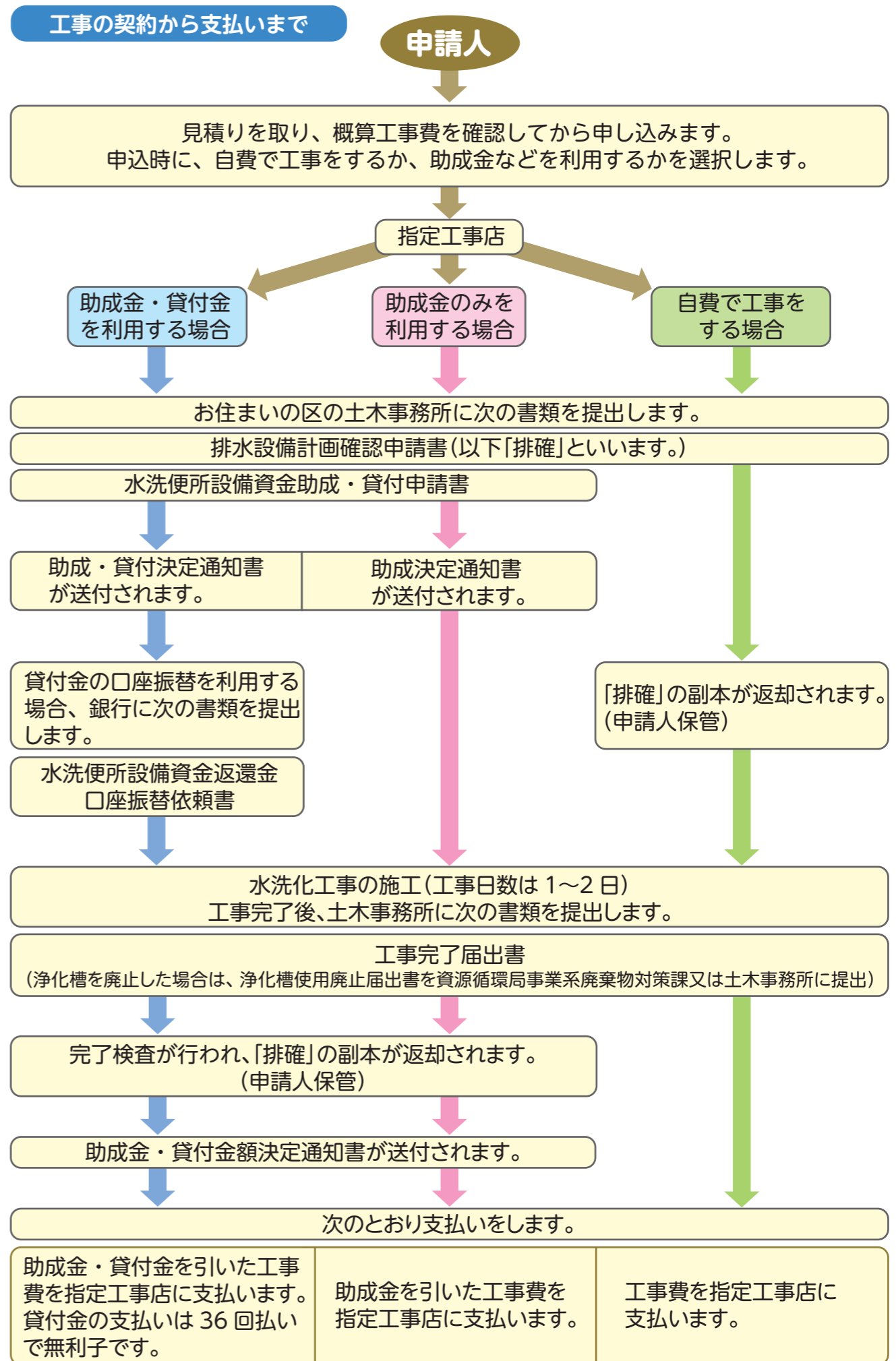
水洗化工事の相談や施工は、必ず指定工事店に依頼してください。心当たりの指定工事店がない場合は、横浜市管工事協同組合（☎681-6631）に御相談ください。

打合せ・見積り・契約

工事内容の説明を受け、工事費、施工時期、助成金・貸付金利用の有無などを確認してから契約してください。

工事の施工例

便所、台所、風呂場などの排水口から接続するまでの排水管を布設します。
 雨水管を雨水接続するまで布設します。（分流式の場合）
 浄化槽（便槽）の汚物をくみ取り、清掃、消毒したのち、すべて掘り出し撤去します。
 便器と給水タンクを据えつけ、給水管の配管をします。（くみ取り便所改造工事の場合）



助成・貸付制度

くみ取り便所の水洗化と浄化槽の廃止を推進するため、助成金と貸付金の制度を設けています。個人及び普通法人に適用します。(貸付金については個人及び中小企業者が対象となります。)

助成金 (返済不要)

区分	助成基準	助成額	備考
くみ取り便所 改造工事助成金	大便器1個 につき	10,000円	処理区域の告示から1年以内に申請されたもの
		5,000円	処理区域の告示から1年を超えて申請されたもの
浄化槽廃止 工事助成金	大便器2個 以下	10,000円	処理区域の告示から1年以内に申請されたもの
		5,000円	処理区域の告示から1年を超えて申請されたもの
	大便器3個 ～10個迄	1個につき5,000円	処理区域の告示から1年以内に申請されたもの
		1個につき2,500円	処理区域の告示から1年を超えて申請されたもの
大便器が11個以上	500,000円以内	浄化槽の清掃・消毒にかかる費用を助成	
第1種特別助成金		500,000円以内	生活保護世帯を対象
第2種特別助成金		105,000円以内	家族全員(同居家族を含む)の市県民税の所得割が非課税の世帯を対象

貸付金 (36か月返済・無利子)

区分	助成基準	助成額	備考
くみ取り便所 改造工事貸付金	大便器1個 の場合	500,000円以内	大便器1個増すごとに20万円ずつ貸付限度額が上がります。
浄化槽廃止 工事貸付金	大便器2個 以下	400,000円以内	大便器1個増すごとに5万円ずつ貸付限度額が上がります。
雨水排水分流化 工事貸付金	建物1棟 につき	150,000円以内	くみ取り便所改造工事や浄化槽廃止工事と同時に 施工する場合
共同排水設備 工事貸付金	建物1棟 につき	230,000円以内	
宅地内排水ポンプ 施設設置工事貸付金	1施設 につき	1,000,000円以内	

※助成・貸付制度の対象とならない工事

- 新築、全面改築に伴う水洗化工事
- トイレの床の張り替え、壁の塗り替えなどの大工工事

手順方法

原則として、処理区域になってから3年以内に申請してください。(3年を超えた場合でも、理由により助成・貸付を受けられることがありますのでお住まいの区の土木事務所に御相談ください。)

必ず、工事に着手する前に排水設備計画確認申請とともに申請してください。

申請手続きの書類などは、土木事務所にあります。

貸付条件

貸付金を返済する能力があること。

連帯保証人を1人たてられること。(連帯保証人は、保証能力を有し、かつ、原則として市内在住の方であること。なお、同一家屋に居住している方は、連帯保証人になれません。)

返済方法

●口座振替：市内在住者に限り、本市の取扱金融機関で口座振替が御利用いただけます。

●納入通知書：下水道河川局から36枚綴りの納入通知書をお送りします。
毎月納入期限内に金融機関でお支払いください。

差額の支払い

助成金・貸付金は、市から指定工事店に振り込まれます。

みなさんは、総工事費から助成金・貸付金を引いた差額を指定工事店に支払うようになります。

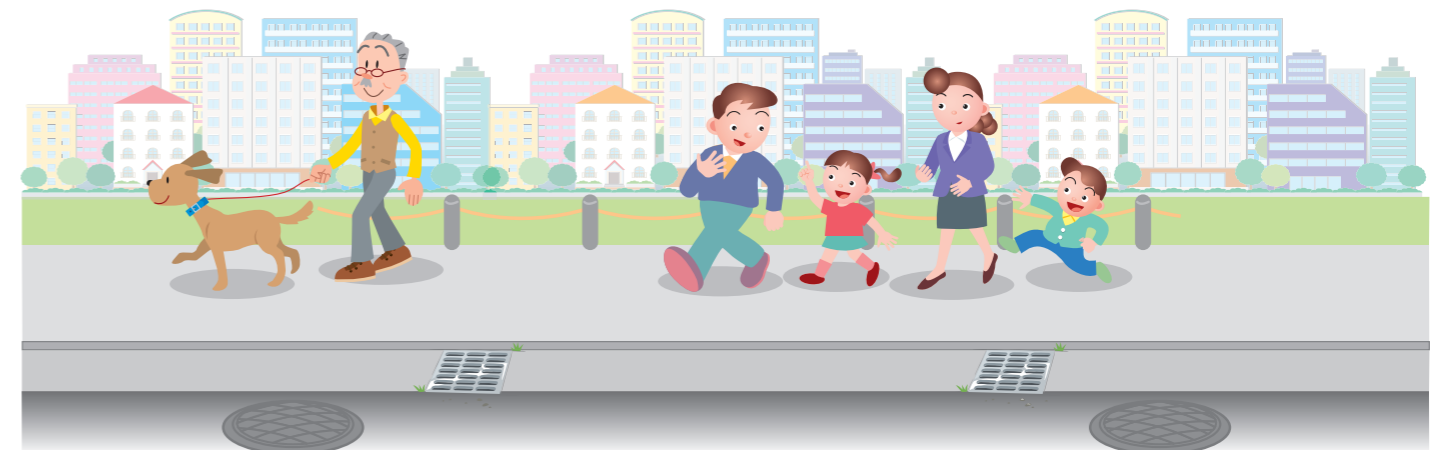
用意する書類

●一般助成金：申請書に必要な事項を記入していただくだけです。

●特別助成金：各種の証明書類が必要となりますので、お住まいの区の土木事務所にお問い合わせください。

▶問い合わせ先は、P18の「横浜市内各区土木事務所一覧」をご覧ください。

●貸付金：本人及び連帯保証人の年収が確認できる書類、滞納の無い証明、印鑑証明書、借用書



下水道使用料

公共下水道に排水を始めるにあたって

浄化槽やくみ取り便所を廃止し、公共下水道（分流污水管／合流管）への排水を始める場合には、「公共下水道使用開始届出書」の提出が必要です。（横浜市下水道条例第17条）

様式は、下記の横浜市ホームページよりダウンロードできます。使用開始年月日等をご記入いただき、下水道河川局経理課宛てにご提出ください。なお、ダウンロードが難しい場合等には、様式を郵送いたしますので、下水道河川局経理課までご連絡ください。（☎671-2826）

<公共下水道使用開始届出書の様式はこちら>

横浜市 下水道使用料 開始届

（横浜市ホームページのトップページ > くらし・手続き > まちづくり・環境 > 河川・下水道 > 下水道 > 下水道経営・使用料 > 下水道使用料 > 公共下水道の使用を開始する場合）



使用料は汚水の排出量に応じて

下水道使用料は、汚水の排出量に応じて金額が決まります。汚水の排出量は、次のように決められます。

●水道水及び工業用水を使用している場合

水道水及び工業用水の使用水量を汚水の排出量とします。

●水道水及び工業用水以外の水（井戸水など）を使用している場合

個別の認定方法がありますので、下水道河川局経理課までお問い合わせください。（☎671-2826）

使用料はいつから？

公共下水道を使用開始した日から、下水道使用料をお支払いいただきます。なお、排水が公共下水道（分流污水管／合流管）に流入していれば、浄化槽やくみ取り便所を使用している場合でも、下水道使用料をお支払いいただきます。



使用料はいくら？

一般汚水下水道使用料計算表（2か月）平成13年4月1日適用

排出量（2か月）	1m ³ 当たり	計算式
0～ 16m ³	—	（基本額）1,260円
17～ 20m ³	20円	20円×水量+940円
21～ 40m ³	118円	118円×水量-1,020円
41～ 60m ³	173円	173円×水量-3,220円
61～ 100m ³	234円	234円×水量-6,880円
101～ 200m ³	264円	264円×水量-9,880円
201～ 400m ³	299円	299円×水量-16,880円
401～1,000m ³	341円	341円×水量-33,680円
1,001～2,000m ³	389円	389円×水量-81,680円
2,001～4,000m ³	416円	416円×水量-135,680円
4,001m ³ ～	472円	472円×水量-359,680円

<計算例>排出量（2か月）30m³の場合
118円（21～40m³の1m³当たりの金額）
×30m³-1,020円=2,520円（税抜き）

この表に基づいて算出された額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額がかかります。

使用料の使いみち

下水道使用料は、汚水処理にかかる経費として徴収し、その使いみちは主に下水管・ポンプ場・水再生センターの維持管理費などにあてられます。

使用料の支払方法

●水道水に係る下水道使用料

原則、水道料金と併せて、2か月ごとにお支払いいただくようになります。お支払い方法は口座振替、クレジットカード、納入通知書のいずれかを選択できます。詳しくは、水道局お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。（☎847-6262）

●水道水以外（工業用水・井戸水等）に係る下水道使用料

上記の下水道使用料とは別に、納入通知書にてお支払いいただくようになります。詳しくは、下水道河川局経理課までお問い合わせください。（☎671-2826）

申請によって使用料が減免されることがあります

障害者手帳をお持ちの方がいる世帯（種別や程度によって制限があります）、又はひとり親家庭等医療費助成世帯などは、申請により、下水道使用料の基本額相当額が減免される場合があります。詳しくは、上記「使用料の支払方法」に記載の電話番号にてお問い合わせください。

使用料徴収対象外となる場合

ご使用水量のすべてが、農地への散水により地中へ浸透するなど、公共下水道に一切流れていない場合は、下水道使用料が徴収対象外になることがあります。詳しくは、下水道河川局経理課までお問い合わせください。（☎671-2826）

私道に下水管を入れるには

私道の下水管の整備は、みなさんの負担で行うのが原則ですが、横浜市は、私道内の下水道工事について、みなさんから申し出があり、一定の条件を満たす場合に、私道に面した家屋の共同下水管を整備するお手伝いをしています。

条件により、みなさんの工事費用負担と完成後の管理、提出書類が異なります。

主な相違点

	私道対策受託下水道工事	共同排水設備工事の助成
対象家屋数	所有者の異なる2戸以上（公道に面する家屋は除く）	
私道の幅員	おおむね1.5m以上	工事可能な幅員
負担金	なし ※1	工事費用の1割 ※2
敷設管	公共下水道	私有管（共同排水設備）
工事発注	横浜市	申請者
工事後の管の管理	横浜市	利用者
工事後の道路の管理	土地所有地	

私道対策受託下水道工事

※1 負担金・・・なし（地上権設定に伴う分筆費用等は申請者が負担）

●主な提出資料

- 1) 調査依頼書
- 2) 案内図
- 3) 平面図（現況排水系統図）

共同排水設備工事の助成

※2 負担金・・・工事費用の1割（助成限度額300万円を超えた場合の不足分）

●主な提出資料

- 1) 委任状
- 2) 同意書
- 3) 誓約書
- 4) 公図

●再申請

当制度利用からおおむね30年経過したあと、再度利用することができます。

工場や事業場のみなさんへ

工場・事業場からの排水に有害物質などが含まれていると、下水道施設を損傷したり、水再生センターの処理機能が低下して、河川や海などの環境を汚染することになります。

そこで、このような種々の障害を防ぎ、下水道施設の働きをいつも正常に保つため、下水道法及び横浜市下水道条例では下水道に流す排水の水質基準を定めています。次のいずれかに該当する工場・事業場は、届出が必要になります。

<手引きはこちら>

横浜市 下水道 ダウンロード



詳しくは、下水道河川局水質課（☎671-2835）まで。

特定施設を設置している場合

特定施設とは、人の健康や生活環境に対し、被害を及ぼす恐れのある物質を含む排水を排出する施設であって、水質汚濁防止法施行令により定められたもの及びダイオキシン類対策特別措置法施行令により定められたものをいいます。特定施設を設置している事業場が新たに下水道を使用する場合や既に下水道を使用している事業場が特定施設を新たに設置する場合には、事前に特定施設に関する届出が義務付けられています。

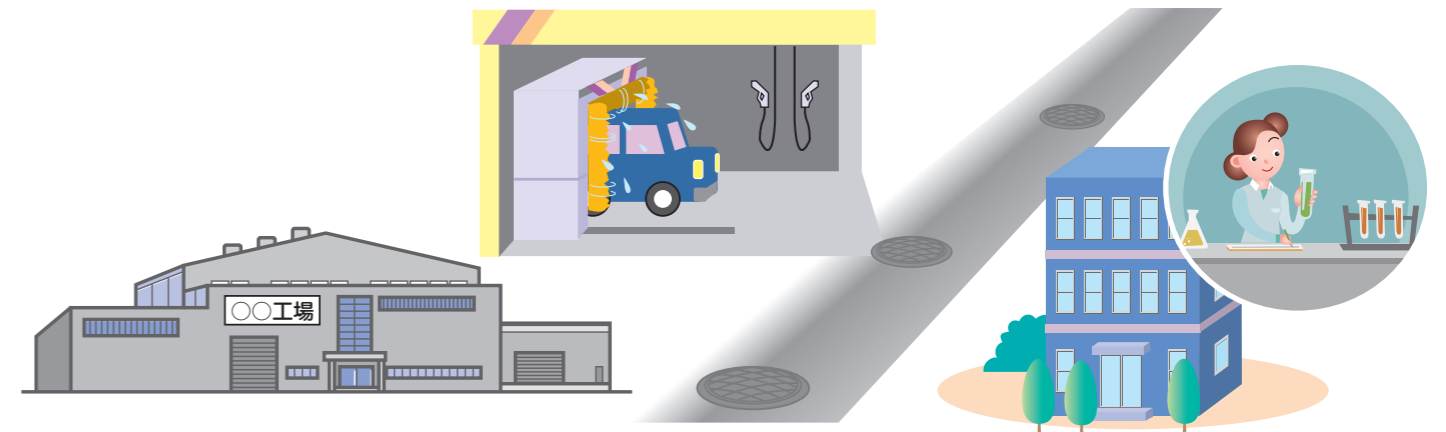
除害施設を設置している場合

除害施設とは、定められた水質基準を超えないように排水を処理するための施設をいいます。除害施設を設置している事業場が新たに下水道を使用する場合や既に下水道を使用している事業場が除害施設を新たに設置する場合には、届出が義務付けられています。

その他

次の事業場も届出が必要です。

- 排水量が50 m³/日以上 of 事業場
- 水質規制物質を排出するおそれのある事業場
詳しくは、下水道河川局水質課までお問い合わせください。（☎671-2835）
- 排水量が500 m³/月を超え、BOD・SS・ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）のいずれかがそれぞれ300、300、30 mg/ℓを超える事業場の場合は、届出が必要となります。
詳しくは、下水道河川局経理課までお問い合わせください。（☎671-2826）



水洗化で困ったら

水洗化工事を行うにあたって何か困ったことが起きた場合は、お住まいの区の土木事務所まで御相談ください。

▶問い合わせ先は、P18の「横浜市内各区土木事務所一覧」をご覧ください。

水洗化普及相談員制度

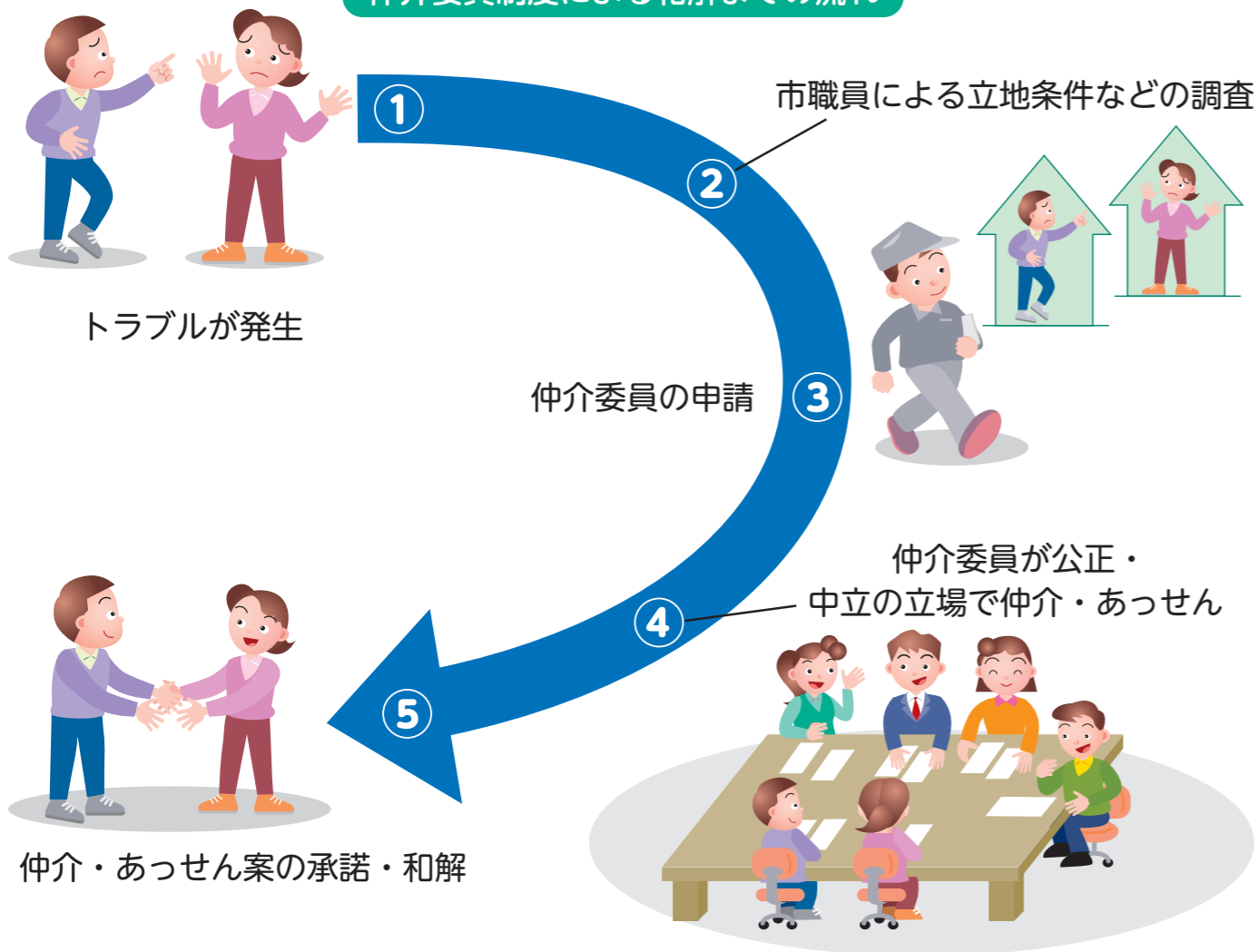
水洗化普及相談員が処理区域内で水洗化工事が完了していない家庭や事業所などを訪問しています。また、水洗化に関する相談も受け付けています。

水洗化紛争仲介委員制度

弁護士・不動産鑑定士・民事調停委員が専門知識を生かして公正かつ中立な立場から仲介・あっせんします。費用は無料、秘密は厳守します。

▶お問い合わせは、下水道河川局管路保全課まで（☎671-2829）

仲介委員制度による和解までの流れ

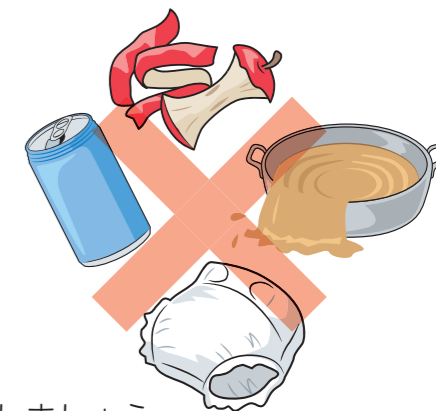


下水道河川局からのお願い

せっかく水洗化工事をして、下水道は、使い方を間違えると、その役割を果たすことができません。下水道は、みなさんの生活に役立つ施設です。正しく大切に使いましょう。

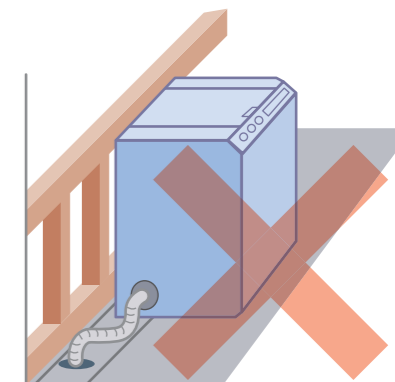
ゴミを捨てないで！

- 生ゴミや油を台所の排水口から流すと、排水管を詰まらせたり、悪臭を発生させたり、水再生センターの機能を低下させたりします。油は古布などに染み込ませてからゴミに出しましょう。
- 紙おむつや生理用品をトイレに流さないでください。故障の原因になります。紙おむつは汚物をトイレに流してからゴミに出しましょう。
- 空き缶、紙くずなどのゴミを道路のU字溝や雨水ますに捨てないでください。U字溝や雨水ますを詰まらせ、雨が降ったときに道路に水があふれてしまいます。
- 有害物・ガソリン・シンナーなどを流すのは、水再生センターの機能を低下させるばかりか、大変危険です。



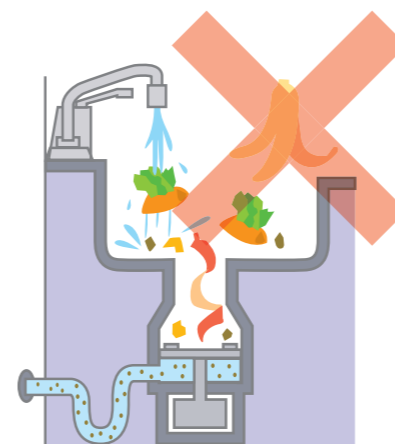
ベランダに洗濯機を置いているみなさんへ

ベランダの排水口は、一般的に雨水を排水する所なので、洗濯機の排水パイプは、必ず汚水の排水管につなげてください。



ディスポーザを使わないで！

ディスポーザ（単体）は、台所の排水口の下にとりつけて、生ゴミを細かく砕いて水と一緒に下水管に流す機械です。生ゴミは、細かく砕いても下水管を詰まらせます。



トイレが故障したり、宅内の排水管が詰まったら

たいていのトイレの詰まりは、市販のラバーカップ※で直せます。備え付けておくと便利です。

それでも直せない場合は、お宅の水まわりを工事した指定工事店、又は横浜市管工事協同組合（☎681-6631）に御相談ください。

※ラバーカップの使い方：排水口を全部ふさぐようにラバーカップの先を押しつけてから勢いよく手前に引きます。



横浜市からのお知らせ

下水道への接続工事は、届出が必要です!!

施主・下水道使用者のみなさまが横浜市に提出する書類

- 工事の前に・・・排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書 ※
- 工事が終わったら・・・排水設備（水洗便所改造）工事完了届出書 ※
- 下水道を使い始めたら・・・公共下水道使用開始届出書（水道新設の場合は不要）※
- 浄化槽を廃止したら・・・浄化槽使用廃止届出書
 - ・・・施主、□・・・下水道使用者が各自ご提出ください。

指定工事店のみなさまが横浜市に提出する書類

施主の方へ届出・罰則について説明した証として・・・
説明報告書 ※（施主の方の署名入り）

※各種様式は横浜市ホームページの[横浜市電子申請・届出システム](#)から取り出すことができます。

施主の方、指定工事店の方、下水道使用者の方、それぞれ届出が必要です。

また、工事は「排水設備指定工事店」が施工しなければなりません。



●もし書類を提出しないと・・・

- ・計画の確認を受けずに排水設備の新設等を行なった者（施主）
- ・工事完了後の届出を行わなかった者（施主）
- ・使用開始届を提出しなかった者（下水道使用者）
- ・施主への説明、市への報告を怠った者（指定工事店）
- ・計画の確認を受けていない工事に着手した者（指定工事店）

5万円以下の過料に処する。
（横浜市下水道条例第45条）

- 排水設備指定工事店以外で排水設備の新設等の工事を行うと・・・20万円以下の罰金に処する。
（横浜市下水道条例第42条）

横浜市内各区土木事務所一覧

名称	住所	電話	FAX
青葉土木事務所	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町 31-1	045(971)2300	045(971)3400
旭土木事務所	〒241-0032 旭区今宿東町 1555	045(953)8801	045(952)1518
泉土木事務所	〒245-0016 泉区和泉中央北 5-1-2	045(800)2532	045(800)2540
磯子土木事務所	〒235-0016 磯子区磯子 3-14-45	045(761)0081	045(753)3267
神奈川土木事務所	〒221-0801 神奈川区神大寺 2-28-22	045(491)3363	045(491)7205
金沢土木事務所	〒236-0014 金沢区寺前 1-9-26	045(781)2511	045(781)2822
港南土木事務所	〒233-0004 港南区港南中央通 10-1	045(843)3711	045(845)6489
港北土木事務所	〒222-0037 港北区大倉山 7-39-1	045(531)7361	045(531)9699
栄土木事務所	〒247-0007 栄区小菅ヶ谷 1-6-1	045(895)1411	045(895)1421
瀬谷土木事務所	〒246-0022 瀬谷区三ツ境 153-7	045(364)1105	045(391)6974
都筑土木事務所	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045(942)0606	045(942)0809
鶴見土木事務所	〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-28-1	045(510)1669	045(505)1318
戸塚土木事務所	〒244-0003 戸塚区戸塚町 2974-1	045(881)1621	045(862)3501
中土木事務所	〒231-0023 中区山下町 246	045(641)7681	045(664)6196
西土木事務所	〒220-0055 西区浜松町 12-6	045(242)1313	045(241)7582
保土ヶ谷土木事務所	〒240-0005 保土ヶ谷区神戸町 61	045(331)4445	045(335)0531
緑土木事務所	〒226-0025 緑区十日市場町 876-13	045(981)2100	045(981)2112
南土木事務所	〒232-0024 南区浦舟町 2-33	045(341)1106	045(241)1156

横浜市下水道河川局下水道管路部管路保全課
横浜市中区本町6丁目50番地の10
TEL. 045 (671) 2829

